

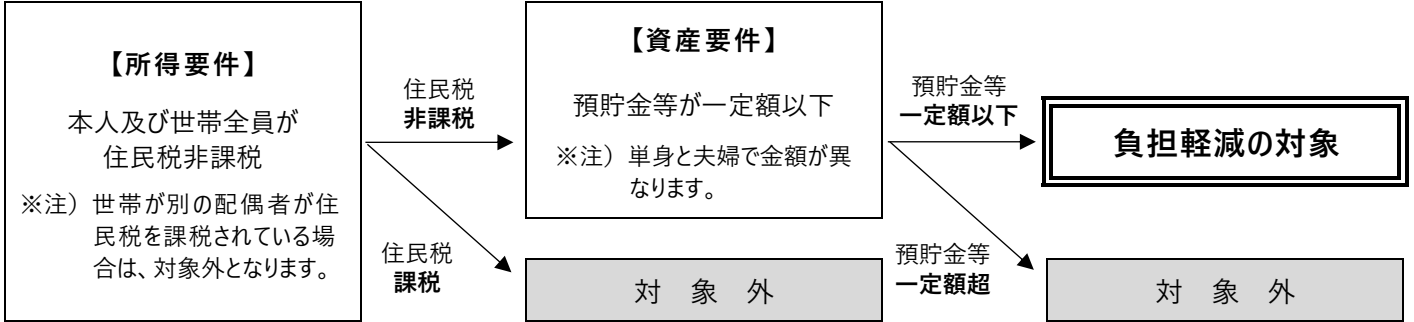
# 介護保険負担限度額認定について

介護保険負担限度額認定とは、介護保険施設（介護保険福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）やショートステイを利用する方の食費・居住費については、原則として自己負担ですが、要件を満たす場合、負担額の上限（負担限度額）が設定されることで、利用者負担が軽減される制度です。

※デイサービスや有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、ケアハウス、グループホーム、（看護）小規模多機能型居宅介護事業所は対象外です。

## 〈食費・部屋代の負担軽減の要件〉

住民税非課税世帯で、預貯金等が基準額以下の方が対象となります。



## 〈制度対象者と利用者負担段階〉

利用者負担段階	対象者 ※1		負担限度額（日額） ※2			
			部屋代	食費		
第1段階		生活保護等を受給されている方 老齢福祉年金を受給されている方	かつ、預貯金等の合計が 単身で1,000万円 夫婦で2,000万円以下	多床室	0円	300円
				従来型個室（特養等）	380円	
				従来型個室（老健・医療院等）	550円	
				ユニット型個室的多床室	550円	
				ユニット型個室	880円	
第2段階	世帯全員が住民税非課税 ※3	本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万9千円 ※4 以下の方	かつ、預貯金等の合計が 単身で650万円 夫婦で1,650万円以下	多床室	430円	390円 (600円)
				従来型個室（特養等）	480円	
				従来型個室（老健・医療院等）	550円	
				ユニット型個室的多床室	550円	
				ユニット型個室	880円	
第3段階①	世帯全員が住民税非課税 ※3	本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万9千円 ※4 超120万円以下の方	かつ、預貯金等の合計が 単身で550万円 夫婦で1,550万円以下	多床室	430円	650円 (1,000円)
				従来型個室（特養等）	880円	
				従来型個室（老健・医療院等）	1,370円	
				ユニット型個室的多床室	1,370円	
				ユニット型個室	1,370円	
第3段階②	世帯全員が住民税非課税 ※3	本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超の方	かつ、預貯金等の合計が 単身で500万円 夫婦で1,500万円以下	多床室	430円	1,360円 (1,300円)
				従来型個室（特養等）	880円	
				従来型個室（老健・医療院等）	1,370円	
				ユニット型個室的多床室	1,370円	
				ユニット型個室	1,370円	

※1 第2号被保険者については、利用者負担段階にかかわらず「預貯金額の合計が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下」

※2 短期入所サービス（ショートステイ）を利用した場合、食費の負担限度額は（ ）内の金額

※3 世帯分離をしている配偶者を含む

※4 令和7年8月から、年金収入等の基準額が80万円→80万9千円に変更になりました。

## 〈負担限度額認定を受けるには〉

- ・負担限度額認定を受けたい方は、能勢町保健福祉センターの窓口または郵送にて申請いただく必要があります。
- ・記入漏れや提出書類の不備がある場合は受付できませんので、裏面の〈申請に必要なもの〉をご確認のうえ、申請してください。
- ・郵送での申請の場合、能勢町保健福祉センターに郵便が到着した日が申請日となりますのでご注意ください。
- ・有効期間は原則『申請月の1日から次の7月31日まで』です。有効期間開始日を申請月以前に遡ることはできませんのでご注意ください。

## 〈申請に必要なもの〉

	書類等	備考
1	介護保険負担限度額 認定申請書	窓口にお越しいただくか、能勢町のホームページに掲載している様式をダウンロードしてご利用ください。
2	同意書	
3	本人、配偶者名義の 預貯金口座残高の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通預金、定期預金等<u>すべての通帳</u>の写しが必要です。</li> <li>・配偶者がいる場合は、世帯分離をしていたとしても、<b>配偶者名義の預貯金口座残高の写しも必要</b>となります。</li> <li>・銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が分かる頁（最初の見開きの頁）と<u>直近6ヵ月間</u>の収入支出状況及び最終残高が分かる頁の写しが必要です。（頁をまたぐ場合は複数枚）</li> <li>・最終の残高は、<u>申請日より2ヵ月以内に記帳されたもの</u>としてください。</li> <li>・写しは白黒で構いませんが、<b>A4用紙での提出</b>をお願いします。</li> </ul>
4	預貯金以外の資産の証明	下記〈預貯金等の範囲について〉に記載されている資産がある場合に提出してください。
5	課税（非課税）証明書	令和7年1月1日時点において、配偶者が能勢町外にお住まいの場合に提出してください（写しでも可）。 ※必要となる課税（非課税）証明書は、令和7年度のもので。

## 〈預貯金等の範囲について〉

預貯金等に含まれるもの	申請時 添付書類
預貯金（普通・定期）	〈申請に必要なもの〉のとおり通帳の写し （インターネットバンクであれば口座残高の写し）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積み立て購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行・信託銀行・証券会社等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
現金（タンス預金など）	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	借用証書の写しなど （資産の合計から控除する取扱いとなります） （価格評価は、申請日の直近2ヶ月以内の写し等により行います）

※預貯金等に含まれないもの：生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財など

〈 問合せ・書類送付先 〉

〒563-0351

大阪府豊能郡能勢町栗栖82番地の1

（能勢町保健福祉センター）

能勢町福祉部福祉課介護支援担当

TEL：072-731-2160